

栄リユース食器利用促進補助事業補助金交付要綱

制 定 平成 21 年 4 月 10 日栄地振第 50 号（区長決裁）

最近改正 平成 31 年 3 月 28 日栄地振第 1440 号（区長決裁）

（目的及び事業主体）

- 第 1 条 この要綱は、栄区内の自治会・町内会、商店会、学校、NPO等の団体が開催するイベントでのごみの発生抑制と 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の普及・啓発を行うために、リユース食器を導入し、そのレンタル費用の一部を補助することにより、環境にやさしいイベントの開催を効果的に推進することを目的とする。
- 2 リユース食器利用の補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象）

- 第 2 条 栄リユース食器利用促進補助事業補助金（以下「補助金」という）の補助対象は、栄区内の自治会・町内会、商店会、学校、NPO等の団体（以下「団体」という）とする。

（補助対象事業）

- 第 3 条 この要綱による補助対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- （1）団体が栄区内で開催する事業
 - （2）事業会場内で参加者にリユース食器を用いて延べ 100 食以上の食品を提供する事業

（交付の条件）

- 第 4 条 区長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。
- （1）交付申請の内容から変更する場合は、あらかじめ区長の承認を受けるものとする。
 - （2）補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ承認を受けるものとする。
 - （3）補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、区長に報告し、その指示をうけるものとする。
- 2 補助金規則第 7 条第 4 項の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。
- （1）この補助金は、栄リユース食器利用促進補助事業実施のために使用し、他の事業には流用しないこと。

- (2) 事業終了後速やかに、収支決算及び事業報告書を提出すること。
 - (3) 余剰金が生じたときは、速やかに返還すること。
 - (4) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあること。
- 3 リユース食器の破損、紛失に伴う保証金は補助の対象とはならない。

(補助金額)

第5条 補助金額は、リユース食器導入費用の1/2とし10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金交付申請書の提出期日は、原則としてイベント開催日の1か月前までとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする団体は、区長あてに次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 栄リユース食器利用促進補助事業補助金交付申請書(第1号様式)
 - (2) 事業計画書(第2号様式)
 - (3) リユース食器利用見積書及び見積り内訳書の写し

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 この要綱に基づく補助金の申請があったときは、区長は、その内容を審査し、補助金の交付をしないことと決定したときは、栄リユース食器利用促進補助事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)によりその結果を通知するものとする。

- 2 前条の申請があったとき、区長は、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定し、栄リユース食器利用促進補助事業補助金交付決定通知書(第4号様式)によりその結果を通知するものとする。
- 3 区長は、審査上必要と認める書類の提出を求めることができる。

(申請の取下げの期日)

第8条 補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから10日後の日とする。

(事業の変更または中止等)

第9条 申請者は補助金対象事業内容の変更または中止とする場合は、栄リユース食器利用促進補助事業補助金変更等承認申請書(第5号様式)を区長あてに提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の栄リユース食器利用促進補助事業補助金変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、栄リユース食器利用促進補助事業補助金変更等承認通知書(第6号様式)を申請者に通知するものとする。

(補助金交付の請求及び交付)

第 10 条 補助金交付決定通知書及び補助金変更等承認通知書を受けた団体が、補助金の交付を受けようとするときは、その写しとともに栄リユース食器利用促進補助事業補助金請求書（第 7 号様式）を区長あてに提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求に基づき補助金を交付する。

（交付の時期）

第 11 条 補助金規則第 17 条の規定により、区長が必要と認めるときは、事業完了前に補助金の全額又は一部を交付することができる。

（事業実績報告）

第 12 条 補助金規則第 14 条第 1 項の規定により、補助金の交付を受けた団体は、事業終了後速やかに、次の書類を区長あてに提出しなければならない。

- （1）栄リユース食器利用促進補助事業実績報告書（第 8 号様式）
- （2）事業結果報告書（第 9 号様式）
- （3）リユース食器レンタル請求書及び請求内訳書の写し
- （4）リユース食器レンタル領収書の写し
- （5）リユース食器利用状況写真

（調査）

第 13 条 区長は、必要があると認めた場合には、団体の経理に関する書類の検査を行うことができる。

2 区長は、必要があると認めた場合には、事業の状況について団体に報告を求めることができる。

（補助金額の確定通知）

第 14 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、栄リユース食器利用促進補助事業補助金額確定通知書（第 10 号様式）により行うものとする。

（補助金交付の決定の取り消し及び返還）

第 15 条 区長は、補助金の交付を受けたものが補助金規則第 19 条及び第 20 条に該当したときには、補助金の全部又は一部の決定を取り消し、既に交付されている補助金の返還を求めることができる。

（関係書類の保存期間）

第 16 条 関係書類の保存期間は、補助金の交付を受けた日に属する横浜市の会計年度の翌年度から 5 年間とする。

（書類の閲覧）

第 17 条 区長及び補助金の交付を受けた団体は、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号）第 7 条の規定に基づき、横浜市市民協働条例施行規則（平

成25年2月横浜市規則第15号)第3条第1項各号に規定する書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。ただし、個人情報と認められるものについてはこの限りではない。

2 前項の規定による閲覧は、次の表に定めるところにより行うものとする。

	区 長	団 体
閲覧場所	栄区地域振興課	団体が指定する場所
閲覧時間	月曜から金曜までの午前8時45分から午後5時00分まで。 ただし、横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）で規定する休日を除く。	団体が指定する時間
閲覧期間	横浜市市民協働条例施行規則第3条第1項第1号及び第2号に掲げる書類にあっては補助金の交付を受けた日から、同条第2項に掲げる書類にあっては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ2年間とする。	

(その他)

第18条 補助金規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(申請窓口)

第19条 この要綱にかかる事務は、栄区地域振興課において処理する。

附 則

この要綱は、平成21年4月10日（決裁日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月3日（決裁日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日（決裁日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月28日（決裁日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日（決裁日）から施行する。

第2号様式

事業計画書

団体名

事業名	
期間又は期日	
場 所	
参加人員（予定）	
リユース食器利用枚数 （予定）	内訳
事業内容	
備 考	

第3号様式

栄地振第 号
年 月 日

様

栄区長

栄リユース食器利用促進補助事業補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日に申請がありました、栄リユース食器利用促進補助事業補助金について次の理由により交付しないことを通知します。

申請金額 金 _____ 円

1 理由

担当：栄区地域振興課 地域活動係

TEL894-8391, FAX894-3099

様

栄区長

栄リユース食器利用促進補助事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日に申請がありました、栄リユース食器利用促進補助事業補助金について次の条件を付けて交付します。

交付予定額 金 _____ 円

- 1 補助金は、申請した事業の経費のみに使用してください。
- 2 事業終了後、速やかに栄リユース食器利用促進補助事業実績報告書（第8号様式）、事業結果報告書（第9号様式）、リユース食器レンタル請求書及び請求内訳書の写し、リユース食器レンタル領収書の写し、リユース食器利用状況写真を提出してください。
- 3 次の各号の一に該当したときは、補助金の交付の全部もしくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - (1) 補助金交付の条件に違反したとき
 - (2) 補助事業の実施を中止したとき
 - (3) 書類の記載事項に虚偽又は不正行為が認められたとき
 - (4) その他区長が必要と認めたとき

担当：栄区地域振興課 地域活動係

TEL894-8391, FAX894-3099

第5号様式

栄リユース食器利用促進補助事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

栄 区 長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

平成 年 月 日栄地振第 号で交付決定を受けた「栄リユース食器利用促進補助事業」補助金に係る事業について、次のとおり変更（中止）となりましたので申請します。

1 変更（中止）の理由

--

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

※ 申請書に添付した書類に変更がある場合は添付してください

3 変更後の申請額

交付申請額 金 _____ 円

様

栄区長

栄リユース食器利用促進補助事業補助金変更等承認通知書

平成 年 月 日に申請がありました、栄リユース食器利用促進補助事業補助金変更等承認申請について、承認しましたので通知します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更後の交付予定額

交付予定額 金 _____ 円

担当：栄区地域振興課 地域活動係

TEL894-8391, FAX894-3099

年 月 日

栄 区 長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

事 業 結 果 報 告 書

「栄リユース食器利用促進補助事業」が終了しましたので、次のとおり報告します。

1 事業名	
2 期間又は期日	
3 場 所	
4 参加人数	
5 リユース食器 利用枚数	内訳
6 事業内容	

様

栄区長

栄リユース食器利用促進補助事業補助金額確定通知書

平成 年 月 日栄地振第 号により交付決定した栄リユース食器利用促進補助事業補助金については、平成 年 月 日付栄リユース食器利用促進補助事業実績報告書等に基づき、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

1 交付対象事業

2 交付確定額

金 円

担当：栄区地域振興課 地域活動係

TEL894-8391, FAX894-3099